

# 大友義鎮の剃髪と家臣団の動向

## 橋本操六

はじめに

大友二十代義鑑は、天文十九年二月俗に二階崩れの変といわれる大友家最後の内紛によってこの世を去った。この義鑑の死に際して三原種栄は、その死を悼み法躰をとげたのである。三原種栄は筑後の士で、豊饒氏とともに筑後国代官であつた人物であるが、剃髪の史料は次のとおりである。<sup>①</sup>

対今度到明寺殿（義鑑）、為其届、被遂法躰候、誠令感心候、然者、号被明隙候、自然於油斷者、不可有正躰候、雖老躰辛勞候、每時肥筑塲目之儀、別而被添心、節々可有注進候、殊從爰元申遣候用所等之儀、不相替豊饒美濃守同前馳走肝要候、方角之儀、可承子細候者、以息民部少輔、不闇入魂、可為祝着候、猶年寄共、可申候、恐々謹言、

三月十八日

義鎮

### 三原和泉入道殿

『大友家文書録』はこの史料に対し、「十八日、筑後士三原和泉守種栄、傷義鑑横死、致仕薙髪、改名昌林、男兵部少輔鑑種嗣、義鎮授書於昌林」という綱文をたてている。

さて史料の内容であるが、種栄が法躰をとげるに至つた理由は、「其届」のためであつたと読みとられる。「届」の意は、「極ム、及ブ、至ル、行キ難シ」「行くに不便なること、一説極め至ること」とあることから、義鑑の横死によつて、自分の将来もここに極まつたということであろうか。いずれにしても、剃髪行為は義鎮を感心せしむるに十分であつたことは確実で

ある。しかし、義鎮にとつてはこれから分国經營という出発点もあるので、剃髪して仏門に入ったからといって油断してもらつては支障を生ずるため、肥筑堺に十分注意し、節々の注進を喚起したのである。

義鑑横死にかかる家臣の剃髪史料は、この一点しか確認されないし、古代以来の風習で、中世以降戦場でしばしば追腹を示唆する史料も管見では知らない。したがつて、三原種栄の剃髪は特異な例であるといわねばならない。いいかえれば、主君義鑑の横死に当たつて、その死を悼み追腹あるいは剃髪した家臣はなかつたと考えられる。

ところが、義鎮の剃髪に際しては、以下で述べるような追腹にも似た家臣の剃髪が、江戸期の野史では表面に押し出されている。果たして信用に倣するものであるうか検討してみたい。

### 注

① 『増補訂正編年大友史料』一九卷三六号

## 一大友義鎮の剃髪

大友義鎮が剃髪し宗麟と号すようになった時期は、各種系図や江戸期の野史にもみえるが、大きく永禄五年説、同六年説、同九年説にわけられ一定しない。

まず、永禄五年説についてみると、常楽寺本大友松野系図<sup>①</sup>は、「永禄五年五月朔日剃髪号宗麟」とあり、「大友興廢記」卷第十<sup>②</sup>は、「永禄五年壬戌の五月一日に大守御剃髪なされ、瑞峰宗麟と申奉る。さあるに依て法駄人数多あり、田原近江守親賢、法名紹忍と号す。志賀伊予守道輝と号す。其外朽網・一万田・戸次、彼是法駄せらる。」と義鎮の剃髪と、それに追従した家臣名をあげている。次に永禄六年説をとる『歴代鎮西要略』<sup>③</sup>は、「十二月（永禄六年）、大友左衛門督義鎮<sub>宰相一説</sub>時從三位<sub>城世</sub>子義統、而移於丹生島別業、先是請大徳寺悦長老<sub>大龍</sub>而祝髪、道号稱瑞峰、法名曰宗麟（後略）」と述べ、永禄九年説をとる「両豊記」<sup>④</sup>は、「丹生島築城附義鎮剃髪之事」項で、「（首略）永禄七年繩張して、城郭の經營ありけるが、今年、永禄九年

の春、城郭結構成就せり。（中略）府内の城をば嫡子義統に譲り、二十二代の家督せられければ逆、國家の政務は義鎮の指図なりとかや。頃て義鎮剃髪して休庵宗麟と号せらる。一族家老の面々、相続て三十四人ぞ入道したりける。」と述べている。

このほか、剃髪時期を明示しないものに、「豊筑乱記」、「大友記」、「九州治乱記」などがある。  
これら諸説について、学界ではどのような見解をとっているかについて、渡辺澄夫氏の説を引用してみると、

東大史料編纂所の出した「史料綜覽」は、移遷と入道を永禄五年（一五六二）五月一日とし、その典拠として「大友志賀系図」や五条文書及び江戸時代の野史類をあげている。しかし「志賀系図」は、剃髪を永禄五年五月朔日とし、移遷は翌年六月月日とし、月日を記していない。江戸時代に編纂された「大友興廢記」や「大友文書録」も永禄六年移遷。「豊後国志」は六年移居説。「両豊記」は永禄七年築城着手、同九年完成移居、間もなく剃髪したと。最も正確な史料である古文書（五条文書）も、決定的でないことは後述の通りである。（中略）法政大学教授芥川龍男氏は、「志賀系図」や江戸時代史書によつて、永禄五年入道、六年移居説をとつてゐる（「豊後大友氏」）。

これに対して長崎大学助教授（現教授・文学博士）外山幹夫氏は、永禄四年（一五六一）移居、同五年六月末から七月初旬ごろの入道説を主張した。（中略）宗麟の移居と入道は別個のもので、入道の時期は、義鎮の名の見える最後（永禄五年六月十三日（「横岳文書」））、宗麟の号の初見（永禄六年五月十六日（「豊田家文書」））、この両者の間であることは確実。そこでこの間を検討すると（永禄五年）七月七日の「五条文書」に、宗麟法躰（入道）のことが述べられている。従つて宗麟の入道は、永禄五年六月十三日から七月七日までの間。もつとつきめでいうと、六月末から七月初めまでの間に限定されると（「大友宗麟」）。移遷、入道ともに、外山説はこれまでにない新説である。

と各説を紹介したあと、渡辺氏は、外山説について、五条文書七月七日付け戸次鑑連書状は無年号文書であること、田北学氏がこの文書を「永禄五年」のものと推定していることについては、その可能性を認めるものの、『熊本県史料』は「永禄六年

と推定していることから、外山説の永禄五年六月末から七月初めまでの間と断定するには、まだ決定的条件に欠けるとし、移遷・入道の時期の問題は、今後の研究課題としている。

以上のように、義鎮の剃髪の時期は永禄五年説が定着しているが、詳細な月日までは確定しないのが現状である。例えば、外山氏が引用する五条文書七月七日付け史料は、渡辺氏も決定的条件に欠けると指摘するように、本文書は次項で述べるように、少なくとも天正年間発給の可能性が強いところから、この史料をもつて剃髪時期を確定しようとするのは疑問がある。なぜならば、推定年号でない元亀元年十月十二日付け大鳥居文書は、道雪名<sup>⑥</sup>發給ではなく、鑑連名<sup>⑦</sup>發給文書であることがその理由としてあげられる。

## 注

- ① 『増補訂正編年大友史料』三三卷
- ② 『大分県郷土史料集成』戦記篇〔一〕
- ③ 近藤瓶城 明治一六年 近藤出版部
- ④ 『大分県郷土史料集成』戦記篇〔二〕
- ⑤ 『大分の歴史』(3) 昭和五二年八月二〇日 大分合同新聞社
- ⑥ 外山幹夫『大名領国形成過程の研究』昭和五八年一月二〇日雄山閣出版、七一四頁注<sup>(34)</sup>で、永禄五年正月二十八日大友氏加判衆連署状では「鑑連」とあるが、本文に提示した同年七月七日同人書状では法名「道雪」を以て記されており、この際の入道を思わせる、と注記している。
- ⑦ 『増補訂正編年大友史料』二三卷一〇八号

## 二 五条文書道雪名の検討

前にも述べたように、義鎮の剃髪に追従したとするのは、「大友興廢記」「両豊記」のほか、「大友記」は「御一門おもひ

おもひほつたいたなり」、「豊筑乱記」は田原親堅（賢）が入道し紹忍と号したと述べ、「九州治乱記」は、「家老一族の内三十人、同く入道せられけり。夫のみならず、幕下の国士ども數多剃髪したりけり」も同様である。

果たして、野史に述べるよう、家臣が追従して入道したのであろうか。外山氏が義鎮剃髪の下限史料とした五条文書を示してみよう。

就御屋形様御法躰之儀、被成御剃髪候、上儀以御崇敬如此之儀、御感之次第不斜候、御還俗専一雖被思召候、御老躰之条、  
永々有御落髪度之通、被聞召及、御打掛被差遣候、御面目之至不及申、最以御書、可被仰遺候処、當時御濟之儀候間、先以  
自私相心得可申旨候、為御存知候、恐々謹言、

七月七日

道雪（花押）

五条殿  
御宿所

内容は、義鎮の剃髪に追従して五条鑑量が入道した行為は、義鎮を崇敬するあらわれであり、義鎮も感じ入っている。義鎮  
は鑑量が有髪の士として還俗してほしいと考えていたが、老躰があるので永久に入道のままでいたいということを聞き及び、  
その心根を賞して打掛を下賜された云々ということであろう。

これからすれば、義鎮の剃髪に追従した家臣の存在は証明されるが、「御還俗専一雖被思召候」とあることからみれば、家  
臣の剃髪は形式的・一時的なもので、特に五条鑑量が老躰であることを理由に永久に入道のままでいたいということに対しても  
打掛を与えたことは、大半の剃髪組が還俗したことの裏付けになるとも考えられないこともない。

この史料が永禄五年のものであるならば、義鎮名最終文書五年六月十三日（義鎮名最終確認日）から七月七日までの約二十日  
間の間に、大半の剃髪組が還俗したことになり、この史料をもって、義鎮剃髪時期比定史料とすることは妥当性に欠けるとい  
わざるを得ない。

次に、史料中みえる「最以御書、可被仰遺候処、當時御濟之儀候間、先以自私相心得可申旨候」についてみると、この七

月七日付け史料は、宗麟自身が御済之儀の最中であつたため道雪に通知させたことが判明する。この御済の儀が何を指すのかは不明であるが、済の意味が「盛ナル貌、威儀多シ、ワタル、スム、スクウ、ウレウ、滅ブ、発紀ノ容整ウ、定マル」等多岐にわたることから、かかる情況が宗麟の身の回りに起つた時期を確定しなければ、この史料を永禄五年のものとするわけにはいかない。

次に、発給者道雪名についてみると、大野郡上津八幡宮金弊に「永禄九年二月吉日、願主戸次入道道雪再拝」と刻銘するのが初見で、二番目もやはり同社の「永禄十二年二月三日、願主戸次道雪敬白」銘の銅鰐口である。<sup>(4)</sup>そして、有年号文書として最初に確認できるのは天正二年五月二十二日付け鶴田越前守あて鶴田文書である。<sup>(5)</sup>法名道雪を名乗る以前は戸次伯耆守鑑連をして名乗ることは周知のとおりであるが、義鎮剃髪の上限とされる永禄五年六月十三日以後の史料をみると、永禄五年かと推定されている七月二十四日付け由布文書は鑑連名で発給されているのをはじめ、同年八月九日には吉岡宗歎・臼杵鑑速・吉弘鑑理らと共に奉書を佐田・安心院等宇佐郡衆あてに発給している。<sup>(6)</sup>さらに年代が確定できる元亀元年十月十二日には鑑連名発給文書がみえ、同三年閏正月十九日付け吉岡宗歎書状中にも鑑連名がみえるよう、道雪名は天正二年までの文書中には確認できない。

道雪名七月七日付け五条文書が家臣剃髪の行為を決定する史料とならないとすれば、野史にいう家臣の剃髪は果して事実として理解してよいものであるうか。天文末年から永禄五年までの加判衆として確認できる志賀親守・吉岡長増・臼杵鑑統・雄城治景・吉岡鑑理・臼杵鑑速・田原鑑述・吉弘鑑直・一万田鑑述・木付鎮秀・朽網鑑康・清田鑑述・志賀親度・田原親宏・戸次鑑連らの剃髪の時期からそれを追つてみよう。

加判衆のうち、文書中に法名で確認できる最初の人物は、永禄五年八月九日付け加判衆連署奉書中の吉岡長増入道宗歎であるが、長増名発給文書は同年七月二十六<sup>(11)</sup>日のものが下限である。この場合は越前守という受領名で発給されているが、法跡前のものとみて差支えなかろう。これから長増は五年七月二十六日から八月九日までの間に剃髪した可能性が強い。

次に確認できるのが、永禄五年五月一日剃髪と志賀氏系図にみえる志賀親守入道道珠で、入道名の初見は永禄五年九月のも

のと比定されている正觀寺文書中に「志賀あハ入道」とある。道珠名の初見は、永禄五年と比定される十月二十日付け宗麟書状中である。<sup>(14)</sup> 親守名最終確認史料は同五年正月二十八日付け加判衆連署書状案である。<sup>(15)</sup>

加判衆以外で、永禄五年時点で入道名が確認できるのは、大友庶子家田北紹鉄だけである。この事実から、宗麟に従つて剃髪したとする野史は信用するに価しないことになる。このほか、永禄期のものと比定している史料中に登場する法名は次表のとおりであるが、元亀元年の史料に登場する戸次太郎鎮秀入道宗傑・高橋鎮種入道紹運らも一応永禄年中の剃髪と考えられる。なお、上津八幡宮金石文は追刻である可能性が大である。

| 人                | 物        | 諱      | 終見          | 法名初見      | 出      | 典      |
|------------------|----------|--------|-------------|-----------|--------|--------|
| 白<br>杵           | 美濃入道(鑑増) |        | 天文二十四・八・十八  | 永禄七・四・七   | 二〇一二一  | 二一三五七  |
| 嶋<br>井           | 宗        | 叱      | 永禄四・九・二十九   | 永禄八・二・二   | 二一三七六  |        |
| 木付<br>鎮          | 秀宗虎      |        | 永禄元(九)三・十六  | 永禄八・七・十   | 二一一四五  | 二一三九九  |
| 野<br>上           | 越<br>中   | 入道     | 永禄八・九・二十一   | 永禄九・二・二十一 | 二〇一三四  | 二一六    |
| 右<br>都           | 甲<br>都   | 宗      | 永禄九・七・十     | 永禄九・三・二十五 | 二一一四三四 | 二一三二   |
| 問<br>注<br>所      | 善        | 聴      | 永禄十一・十・五    | 永禄十一・十・五  | 二二一三八  | 二二一七〇  |
| 田<br>北<br>鑑      | 栄宗印      |        | 永禄十二・二・二十三  | 二一一九〇     | 二二一七〇  | 二二一三〇六 |
| 鶴<br>原<br>掃      | 部入道      |        | 永禄十二・三・二十二  | 二二一三四     | 二二一三三一 | 二二一三九二 |
| 森<br>浦<br>上      | 宗        |        | 永禄十二・三・二十七  | 二二一三七     | 二二一三四七 |        |
| 吉<br>弘<br>宗<br>鳳 | (宗仰)     | 鉄<br>智 | 永禄十二・四・十七   | 二二一三九二    | 二二一三四三 |        |
| 永禄八              |          |        | 永禄十二・閏五・二十三 | 二二一三九二    | 二二一三四三 |        |
| 永禄八              |          |        | 永禄八・九・十九    | 二二一三九二    | 二二一三四三 |        |

注 入 後 備 郡 下

|      |      |     |       |     |          |         |     |     |     |     |
|------|------|-----|-------|-----|----------|---------|-----|-----|-----|-----|
| 木上宗心 | (宗閑) | 森鑑光 | 高橋鎮種紹 | 池辺宗 | 鶴原淡路入道宗叱 | 糸永越中守麟虎 | 立石宗 | 小田雲 | 白杵紹 | 鳥羽紹 |
| 戸次鎮秀 | 宗傑   | 森鑑  | 高橋    | 池辺  | 鶴原       | 淡路      | 入道  | 宗叱  | 元   | 佐   |

|          |          |            |            |          |         |            |            |          |          |          |
|----------|----------|------------|------------|----------|---------|------------|------------|----------|----------|----------|
| 永禄五・九・十三 | 永禄五・九・十六 | 永禄元・十一・二十四 | 永禄元・十一・二十八 | 永禄三・七・十九 | 永禄四・八・五 | 元龜元・十一・二十四 | 元龜元・十一・二十八 | 元龜三・七・十九 | 元龜三・十・十一 | 元龜三・十・十一 |
|----------|----------|------------|------------|----------|---------|------------|------------|----------|----------|----------|

|          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 元龜三・十・十九 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|

|        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 二二一一〇四 | 二二一一一〇四 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|

|        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 二二一一一三 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

- ① 「増補訂正編年大友史料」二二卷二〇三号  
 ② 「横岳古文書」中にあると外山氏は注記するが、『増補訂正編年大友史料』には収録されていない。  
 ③ 「増補訂正編年大友史料」二二卷九号  
 ④ 「右同」二二卷二〇六号  
 ⑤ 「右同」二二卷二六二号  
 ⑥ 「右同」二二卷二〇六号

- ⑦ 「右同」二一卷一〇九号  
 ⑧ 「右同」二三卷一〇八号  
 ⑨ 「右同」二三卷一五四号  
 ⑩ 「右同」二一卷一〇九号  
 ⑪ 「右同」二一卷一〇八号  
 ⑫ 「右同」三三卷志賀氏系図  
 ⑬ 「右同」二一卷一三一号  
 ⑭ 「右同」二一卷一四六号  
 ⑮ 「右同」二一卷一八四号  
 ⑯ 「右同」二一卷一八八号  
 ⑰ 「右同」二三卷一七号  
 ⑱ 「右同」二三卷一一三号

### 三 田原親賢の剃髪と加判衆

義鎮の剃髪に追従して剃髪した人物として前述の野史は、田原親賢入道紹忍・志賀親守入道道輝のほか、朽網・一万田・戸次の各氏をあげているが、前項でもみたように永禄五年時点では志賀道輝（初道珠）一名しか確認できなかつた。天正七年までの間に法名がみえるもののうち、加判衆や大友庶子家等重要な家臣について、法名の初見と諱の終見をあげると次表のようになる。出典は増補訂正編年大友史料。

| 人     | 物  | 諱          | 終見         | 法名初見    | 出       | 典 |
|-------|----|------------|------------|---------|---------|---|
| 田原親宏  | 宗龜 | 元龜三・三・二十三  | 天正三・八・一六   | 二三一・一六三 | 二三一・三四三 |   |
| 志賀鑑隆  | 道雲 | 天正三・四・九    | 天正三・十二・二十八 | 二三一・三一二 | 二三一・三七一 |   |
| 佐伯惟教  | 宗天 | 天正三・十二・九   | 天正四・二・二十六  | 二三一・三六四 | 二三一・三九三 |   |
| 田原親賢  | 紹忍 | 天正四・六・二十八  | 天正四・八・十六   | 二三一・四一六 | 二三一・四二〇 |   |
| 朽網鑑康  | 宗歴 | 天正四・二・二十六  | 天正五・五・十九   | 二三一・三九五 | 二三一・四六〇 |   |
| 一万田鑑実 | 宗慶 | 永禄五・八・二十六  | 天正五・六・一    | 二二一・二八  | 二三一・四六二 |   |
| 奈多鎮基  | 宗達 | 天正三・十二・十一  | 天正五・六・一    | 二三一・三六五 | 二三一・四六二 |   |
| 志賀親度  | 道易 | 天正五・十一・二十三 | 天正六・十一・二十六 | 二三一・五〇六 | 二四一・二八  |   |

田原親賢の法名初見まで実に一五年間の差がある。朽網氏は永禄四年九月時点で加判衆に名をみせる鑑康であることは間違いないなく、戸次氏は前項でみた鑑連のことであろう。一万田氏は、朽網鑑康らと共に加判衆に名をみせる鑑実であることも間違いないなく、諱の終見が永禄五年となっているのは史料が制約されているためと考へて差支なかろう。

史料にみえる法名の初見から、江戸期の野史とは剃髪の時期に大きな差があることは確実である。

更に、永禄五年以後頻出する加判衆の中で、吉弘鑑理・臼杵鑑速の二名については、史料上では法名を確認し得ないことも家臣団の剃髪時期と共に重要な研究課題である。つまり野史がいうように、宗麟の剃髪に追従して家臣が剃髪した事実は極めて稀な事例とみるべきではなかろうか。もし、多くの重臣が追従して剃髪したとすれば、五条文書にあるように、一時的・形式的剃髪後、直ちに還俗したということになり、今後の大きな研究課題としなければならない。

なお、天正年間と比定されている史料中にみえる人物のうち、前に示した表中の人間を除く人物は、次表のとおりである。

人 物

諱 終 見

法 名 初 見

出

典

|        |        |            |         |
|--------|--------|------------|---------|
| 原田     | 隱岐入道可真 | 天正二・五・二十二  | 三十三・三六  |
| 山下     | 主膳入道玄周 | 天正三・十二・二十一 | 三十三・八八  |
| 小原     | 志岐     | 天正三・三・二十六  | 三十三・三九  |
| 紹和     | 原田隆種了  | 天正三・三・二十六  | 三十三・三九  |
| 網鎮     | 原田隆種了  | 天正三・九・十四   | 三十三・五〇  |
| 則宗     | 原田隆種了  | 天正三・九・十六   | 三十三・五二  |
| 策      | 和宗     | 天正三・正・十八   | 三十三・八三  |
| 和(麻生力) | 宗      | 天正四・十一・十五  | 三十三・八三  |
| 宗      | 宗      | 天正四・十一・十五  | 三十三・八三  |
| 宗      | 宗      | 天正五・六・一    | 三十三・八三  |
| 宗      | 宗      | 天正五・六・一    | 三十三・八三  |
| 柴      | 藤原     | 天正五・十一・二十八 | 三十三・四六三 |
| 疋      | 甲      | 天正五・十二・十五  | 三十三・四六三 |
| 小      | 刀      | 天正五・十二・十五  | 三十三・四六三 |
| 紹      | 部      | 天正六・三・十八   | 三十三・四六三 |
| 網      | 藤      | 天正六・三・十八   | 三十三・四六三 |
| 鎮      | 原      | 天正六・三・十八   | 三十三・四六三 |
| 則      | 左      | 天正六・五・二十三  | 二四一・三   |
| 策      | 中      | 天正六・五・二十三  | 二四一・三   |
| 和      | 舍      | 天正六・九・二十九  | 二四一・七六  |
| (麻生力)  | 京      | 天正六・九・二十九  | 二四一・一〇八 |
| 宗      | 入      | 天正六・九・三〇   | 二四一・一一  |
| 宗      | 入      | 天正六・九・三〇   | 二四一・三八  |
| 宗      | 道      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 宗      | 道      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 宗      | 久      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 宗      | 木      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 宗      | 和      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 宗      | 雲      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 宗      | 西      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 宗      | 琢      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 宗      | 筌      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 宗      | 榮      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 宗      | 泉      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 宗      | 麟      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 葛      | 宗      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 白      | 宗      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 岐      | 宗      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 都      | 宗      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 後      | 宗      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 吉      | 宗      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 岡      | 宗      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 田      | 宗      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 左      | 宗      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 中      | 宗      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 舍      | 宗      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 京      | 宗      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 入      | 宗      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 道      | 宗      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 久      | 宗      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 木      | 宗      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 和      | 宗      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 雲      | 宗      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 西      | 宗      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 琢      | 宗      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 筌      | 宗      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 榮      | 宗      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 泉      | 宗      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |
| 麟      | 宗      | 天正六・十一・二十六 | 二三一・二三  |

|            |         |
|------------|---------|
| 天正二・五・二十二  | 三十三・三六  |
| 天正三・十二・二十一 | 三十三・八八  |
| 天正三・三・二十六  | 三十三・三九  |
| 天正三・九・十四   | 三十三・五〇  |
| 天正三・九・十六   | 三十三・五二  |
| 天正三・正・十八   | 三十三・八三  |
| 天正四・十一・十五  | 三十三・八三  |
| 天正四・十一・十五  | 三十三・八三  |
| 天正五・六・一    | 三十三・八三  |
| 天正五・六・一    | 三十三・八三  |
| 天正五・十一・二十八 | 三十三・四六三 |
| 天正五・十二・十五  | 三十三・四六三 |
| 天正六・三・十八   | 三十三・四六三 |
| 天正六・三・十八   | 三十三・四六三 |
| 天正六・五・二十三  | 二四一・三   |
| 天正六・九・二十九  | 二四一・七六  |
| 天正六・九・三〇   | 二四一・一〇八 |
| 天正六・十一・二十六 | 二四一・一一  |
| 天正六・十一・二十六 | 二四一・三八  |

|   |   |   |
|---|---|---|
| 酒 | 見 | 麟 |
| 恵 | 良 | 榮 |
| 良 | 左 | 入 |
| 恵 | 尻 | 道 |
| 田 | 馬 | 閑 |
| 羽 | 麟 | 松 |
| 小 | 宗 |   |
| 甲 | 紹 |   |
| 甲 | 紹 |   |
| 田 | 紹 |   |
| 斐 | 紹 |   |
| 斐 | 紹 |   |
| 刀 | 紹 |   |
| 野 | 紹 |   |
| 田 | 紹 |   |
| 斐 | 紹 |   |
| 斐 | 紹 |   |
| 刀 | 紹 |   |
| 慶 | 逸 |   |
| 雲 | 慶 |   |
| 貞 | 達 |   |
| 慶 | 達 |   |
| 貞 | 達 |   |

天正六・十二・九  
天正七・五・十四  
天正七・五・十四  
天正七・六・三十一  
天正七・九・六  
天正七・九・二十三  
天正七・九・二十三  
天正七・九・二十九  
天正七・九・二十九  
天正七・十二・七

#### 四 宗麟家臣団の法名

宗麟という法名は、『歴代鎮西要略』によると、大徳寺悦長老大龍国師に祝髪を請い、道号を瑞峯と称し、法名を宗麟といいうようになったという。法名とは、「受戒によって得たる名」と定義づけられるように、本来仏門に入った者が戒を受けた後の名ということになるので、当然義鎮が剃髪するに当たっては大龍国師の手によって受戒の儀式が執行され、同師によって法名が与えられたと考えられる。

通常、仏門に入り、法名を受けるには当然僧侶による手続きが考えられるが、その法名については、「法名之事、麟虎進之候」<sup>①</sup>と宗麟が糸永越中守に与えている例から、必ずしも僧侶から与えられるだけではないといえる。

この糸永麟虎の例は、大友惣領家義鑑や義鎮が、その一字鑑・鎮を家臣に与える行為、つまり偏諱を与える場合と同じこと

となるが、一字書出や名字状は多数残っているにもかかわらず、法名認可の文書が二点しか残存していない現状から、糸永麟虎・辻間麟種の場合は特異な例かもしない。

しかし、家臣団の法名をみると、宗の一字を冠するのが非常に多いこと、あるいは麟の一字を冠する例もかなり見受けられる点からみれば、宗麟の意志が大きく作用しているか、あるいは剃髪執行に当たった僧侶の配慮があったことも考えねばならないと思われる。

宗の一字を法名に冠する主要人物として、吉岡宗歎、木付宗虎、浦上宗鉄、戸次宗傑、田原宗亀、佐伯宗天、朽網宗歎、一万田宗慶らを簡単に抽出できる。次に紹の一字を冠する主要人物としては田北紹鉄、田原紹忍、高橋紹運、柴田紹安を、道の一字を冠する者として志賀道輝（珠）、志賀道雲、志賀道易、戸次道雪、斎藤道璣をあげることができる。また麟の一字を冠するのは糸永麟虎・辻間麟種のほか、佐田麟珠、安心院麟生、志岐麟泉、都甲麟木、羽野麟慶、有永麟貞、飯田麟清、詫磨麟泉、津崎麟春、久保麟種らがあげられる。

さて、主要家臣の法名は、宗・紹・道の各一字を法名に冠するグループに大別できる。この中で、志賀氏は道の一字を通字とする特徴を持つが、田北氏の場合は紹鉄と宗印、田原氏の場合は宗亀と紹忍、以下都甲宗甫と麟木、小田部宗雲・宗逸と紹叱、朽網宗歎・宗策と紹策、甲斐宗雲と紹員と、同姓の中で宗を冠する者と紹を冠する者とに区別することができる。

この宗と紹の関係を、家系によつてみると、田原宗亀は田原惣領家（五代）であり、田原紹忍は田原氏庶流であること、吉弘氏一三代鎮信は宗鳳（宗匱）を、弟鎮種は高稿家を継ぎ紹運を、法名としている。田北紹鉄の場合は、一五代惣領とする系図と、鑑生の弟とする系図、親員の三男（長男鑑教・次男鑑生）とする系図等があり、鑑生の法名は宗福とみえる。入田宗和（義妻）は入田一一代惣領。

この例からすると、本流は宗を、庶流は紹を法名に冠するということになるが、全てに当てはまるという確証は史料の制約からもいえないところである。

因みに、宗の意は「本要、本源、ムネト、尊ブ、高シ、第一、首位者、ヲサ、ツカサ」等とあり、文字の成り立ちは会意文字でウと示の合字で「祖先の廟を祭り尊ぶこと、ウは廟、示は祭祀を意味す。転じて同姓、一門、主要、本源、最も尊き者、尊ぶ」とあり、紹については「継ぐこと、ツグ、タスク」等の意味をもつ形聲文字とある。

麟の一字を冠するグループについては、糸永・佐田・安心院・飯田各氏は宇佐郡衆であり、辻間・都甲・有永・詫磨・津崎各氏は田原氏の被官と考えられる。これらから、大友家にとっては倍臣的、外様的要素を感じられる。

以上のはかでは、吉弘休円、古庄長方、柴田礼能、芦刈可真の法名もみえる。

### 注

- ① 「増補訂正編年大友史料」二二卷三七四号
- ② 「右同」三二・三三卷所収系図

### おわりに

無年号文書の年代比定を行う場合、事件の内容や人名や花押、法名等による場合が多い。今回の作業は『増補訂正編年大友史料』によつたが、かなり諱と法名の混乱がみられた。このような大事業には多少の混乱はやむを得ないが、これを利用するに当たっては、前後をよく検討すべきであることを痛感させられた。

また、法名や人名の抽出については、かなりの見落しもあると考えられるので、今後補正したいし、先学の御叱声を望む次第である。